

## 基本的な考え方

自動車は、高齢者、障害者等の外出の際、有効な交通手段です。特に、車いす使用者の移動には欠かすことができない手段となっています。計画の際には、設置位置、大きさ、サイン等について、車いす使用者への配慮が重要となります。

なお、車いす使用者用駐車施設の確保には、車いす使用者自身が運転する場合と同乗する場合を想定することも重要です。

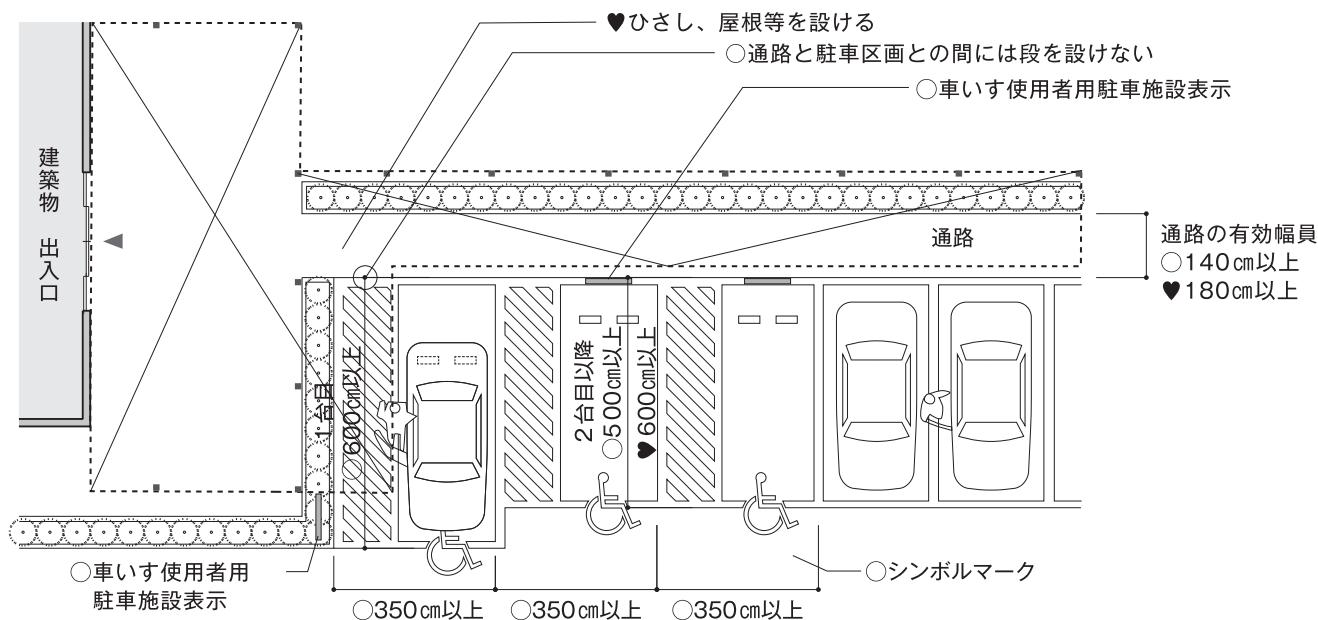


※JIS 規格の改正に伴い変更

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車いす使用者用駐車施設を1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)設けなければならない。		同左	3-1
(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。		同左	3-1
ア 幅は、350センチメートル以上とすること。		同左	3-1
イ 奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車いす使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができます。		同左	3-1
ウ 1の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。		同左	3-1
エ 水平な場所に設けること。		同左	
オ 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。		同左	3-1 13-1
(3) 車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車いす使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行わなければならない。		—	3-2 13-1

(参考：関連条文) 政令第17条、規則別表第1の2(3の項)、規則別表第5(3の項)

## 図3-1 駐車場の整備例



## 車いす使用者用駐車施設の設置数

## 整備基準 3-(1)

- 不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場がある場合は、車いす使用者用駐車施設を1以上設ける必要がある。
- 駐車台数（機械式駐車場を除く。）が100台を超えるような大規模な駐車場の場合は、車いす使用者用駐車施設は1箇所だけでは足りないので、駐車台数の総数の1/100以上設ける必要がある。

総駐車台数	車いす使用者用駐車施設の数
1 ~ 100台	1
101 ~ 200台	2
201 ~ 300台	3
301 ~ 400台	4
401 ~ 500台	5
⋮	⋮

## 車いす使用者用駐車施設の位置

## 整備基準 3-(2)-ウ、1-(1)-ウ

- 車いす使用者用駐車施設は、1-(1)-ウに規定する移動等円滑化経路を最短になるように、建築物の出入口に近接した位置に設けること。
- ♥ 駐車施設は建築物内に設けることが望ましい。
- ♥ ひさし、屋根等を設けることが望ましい。

## シンボルマークの表示

## 整備基準 3-(2)-オ

- 車が駐停車している時も、車いす使用者用駐車施設である旨が、明確に認識できる必要がある。そのため、枠線だけでなく、床面の駐車区画をまたいだ位置に駐車施設の「国際シンボルマーク」を表示する必要がある。

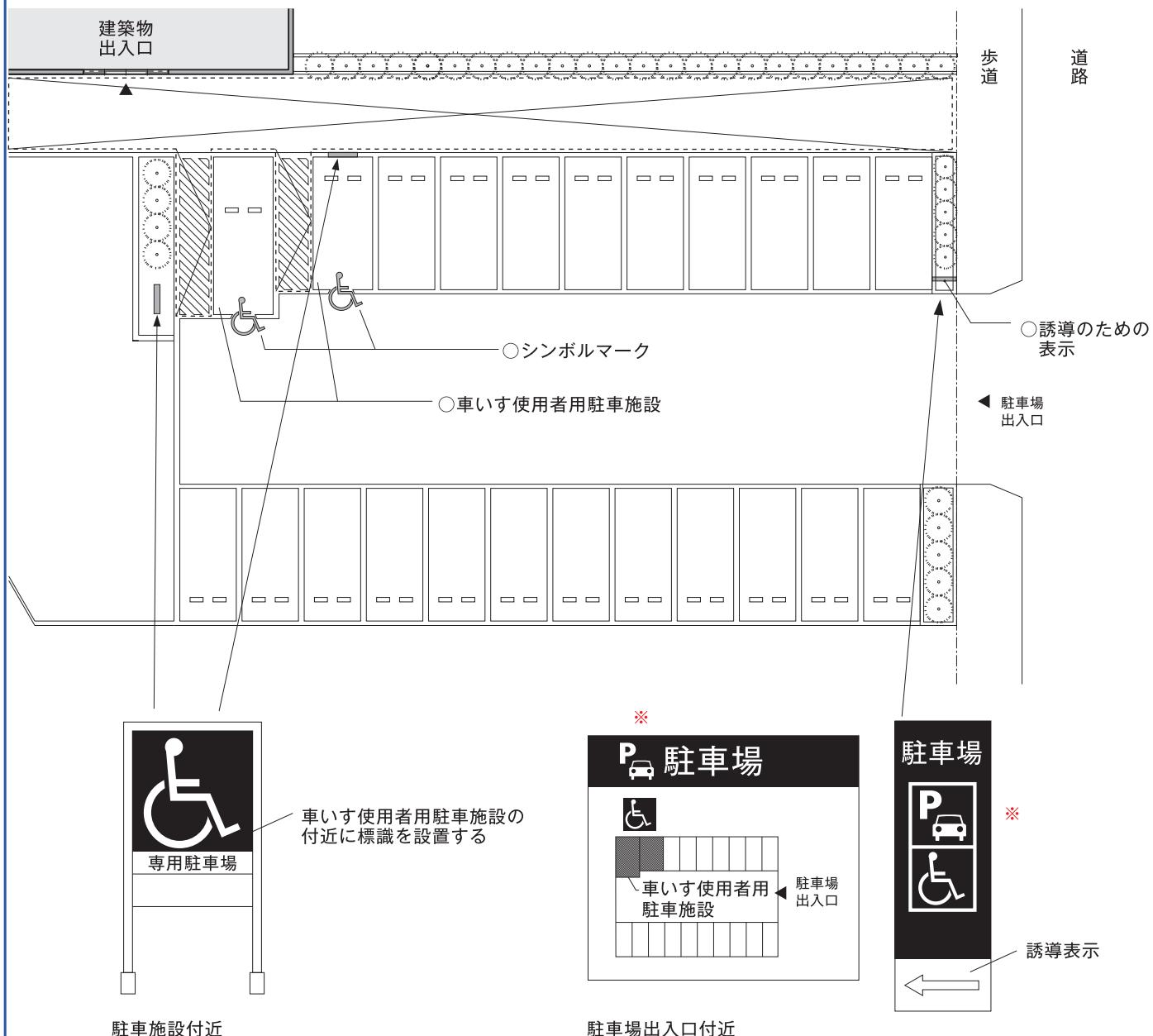
## 国際シンボルマークとゼブラゾーンの表示事例



駐車スペースのみ青色を塗布し、目立たせている。

参考：横浜ベイクォーター（横浜市神奈川区）

## 図3-2 駐車場の誘導表示の例



※駐車場のマークはJIS規格の改正に伴い変更

## 誘導のための表示

整備基準 3-(3)

- 車いす使用者用駐車施設へ迷うことなく到達できるよう、表示により誘導を行う必要がある。また、車路の分岐点がある場合には、車いす使用者用駐車施設のある方向へ誘導すること。
- 複数の車いす使用者用駐車施設がある場合、各駐車施設まで適切に誘導する。

## 標識

整備基準 13-(1), 13-(3)

- 駐車場出入口と車いす使用者用駐車施設の付近に、車いす使用者用駐車施設があることを示す標識を設置する必要がある。
- 駐車場出入口に車いす使用者が支障なく利用できる駐車施設の満空表示を設けることが望ましい。

## 車いす使用者用駐車施設のマナー

車いす使用者や杖使用者など、広いスペースを必要とする方は、ドアを全開にして乗り降りするため、一般の駐車区画は利用できません。このため、駐車場の管理者及び一般の利用者は、以下の点に配慮をお願いします。

**①一般の利用者は駐車をしないようにしましょう。**

車いす使用者や杖使用者など、広いスペースを必要とする方が使いやすいよう空間を確保しておきましょう。

**②カラーコーンなどを置かないようにしましょう。**

一般の利用者の駐車を防止するために、カラーコーンなどが置かれていることがあります。カラーコーンが置かれたままでは、車いす使用者等も駐車できません。車いす使用者などの必要な方がいつでも駐車できるようにしておきましょう。

### 車いす使用者の運転席からの乗降の様子(降車時)



① 車から車いすを出す

② 運転席の横に車いすを置く。



③ 運転席から身を乗り出す。



④ 車いすに移乗する。

### マナー啓発の表示の例



横浜ベイクオーター（横浜市神奈川区）